改正

平成24年3月30日 平成26年5月30日要綱第72号 平成27年11月2日要綱第104号 平成28年11月25日要綱第131号 令和元年7月16日要綱第85号 令和2年10月13日要綱第153号 令和3年4月15日要綱第69号 令和3年8月16日要綱第105号 令和4年7月27日要綱第85号 令和5年6月5日要綱第91号

小金井市施設ごみゼロ化行動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市施設から排出される廃棄物の処分量を限りなく少なくするために市が行う 小金井市施設ごみゼロ化行動(以下「市施設ごみゼロ化行動」という。)の実施について必要な 事項を定めるものとする。

(市職員等の責務)

- 第2条 市職員及び市施設ごみゼロ化行動の対象施設(以下「対象施設」という。)に勤務する者 (業務受託者の職員を含む。以下「市職員等」という。)は、ごみの発生抑制、再使用及び再生 利用を図り、ごみ及び資源物についての排出ルールを遵守しなければならない。
- 2 市職員等は、市民及び対象施設の利用者に対しても、市施設ごみゼロ化行動への協力を求める よう努めるものとする。

(対象施設及び管理責任者)

- 第3条 対象施設及び当該施設の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、別表第1のとおりとする。
- 2 管理責任者は、市職員等及び対象施設の利用者が積極的にごみの分別及び資源化に取り組むよ う、ごみ及び資源物の保管場所の整備、容器の設置その他のごみの分別又は資源化のための環境 整備等に努めなければならない。

(市施設ごみゼロ化行動推進会議)

- 第4条 市施設ごみゼロ化行動を推進するため、市施設ごみゼロ化行動推進会議(以下「推進会議」 という。)を設置する。
- 2 推進会議の組織及び構成は、別表第2のとおりとする。
- 3 推進会議は、市施設ごみゼロ化行動を推進するために必要な事項を所掌する。 (ごみゼロ化行動基本計画)
- 第5条 推進会議は、小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画(以下「行動計画」という。)を策定する。
- 2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 廃棄物の減量目標
  - (2) 廃棄物の資源化率の目標
  - (3) 前2号に掲げる目標を達成するための取組の具体的内容
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市施設ごみゼロ化行動を推進するために必要な事項 (行動計画の実施及び検証)
- 第6条 推進会議は、策定した行動計画の進ちょく状況を検証の上、市長に報告する。
- 2 推進会議は、必要と認める場合は、取組の改善について管理責任者に対して意見を述べることができる。

(市施設ごみゼロ化行動推進部会)

- 第7条 推進会議に、次に掲げる市施設ごみゼロ化行動推進部会(以下「推進部会」という。)を置く。
  - (1) 本庁舎ごみゼロ化行動推進部会
  - (2) 第二庁舎ごみゼロ化行動推進部会
  - (3) 保育園等ごみゼロ化行動推進部会
  - (4) 学童保育所・児童館ごみゼロ化行動推進部会
  - (5) 市立学校ごみゼロ化行動推進部会
  - (6) その他施設ごみゼロ化行動推進部会
- 2 推進部会の組織及び構成並びに対象施設は、別表第3のとおりとする。

(ごみゼロ化行動実施計画)

第8条 推進部会は、行動計画に基づき、各推進部会ごとに小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画 (以下「実施計画」という。)を毎年度策定する。

- 2 実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 各推進部会の対象とする施設ごとの廃棄物の減量目標
  - (2) 各推進部会の対象とする施設ごとの資源化率の目標
  - (3) 前2号に掲げる目標を達成するための各推進部会の対象とする施設ごとの取組の具体的内容
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市施設ごみゼロ化行動を推進するために必要な事項 (実施計画の実施及び検証)
- 第9条 推進部会は、策定した実施計画の進捗状況を毎年度検証の上、推進会議に報告する。
- 2 推進会議は、必要と認める場合は、取組の改善について推進部会の部会長に対して意見を述べることができる。

(推進リーダーの選任等)

- 第10条 市施設ごみゼロ化行動を推進するため、市施設ごみゼロ化行動推進リーダー(以下「推進 リーダー」という。)を本庁舎及び第二庁舎の各階並びに各市立学校に各1人置く。
- 2 本庁舎及び第二庁舎の推進リーダーは、属する課の課長職者の推薦を受け、ごみ対策課長が選任し、又は変更する。
- 3 市立学校の推進リーダーは、各市立学校の副校長とする。
- 4 推進リーダーが属する課の課長職者は、推進リーダーを新たに推薦しようとするときは、市施設ごみゼロ化行動推進リーダー推薦届(様式第1号。以下「推薦届」という。)をごみ対策課長に提出しなければならない。
- 5 推進リーダーは、ごみの減量を一層進める取組を行うとともに、自ら率先して対象施設のごみ の減量に努めなければならない。

(市施設ごみゼロ化行動推進員の選任等)

- 第11条 市施設ごみゼロ化行動推進員(以下「推進員」という。)を対象施設(本庁舎及び第二庁舎においては、各課)に各1人以上置く。
- 2 推進員は、管理責任者が選任する。
- 3 管理責任者は、推進員を選任し、又は変更しようとするときは、市施設ごみゼロ化行動推進員 選任(変更)届(様式第2号)をごみ対策課長に提出しなければならない。ただし、本庁舎及び 第二庁舎においては、推進員の属する課の課長職者がこれを行う。
- 4 推進員は、推進リーダーの指示を受け、ごみの減量を一層進める取組を行うとともに、率先してごみの減量に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書)

- 第12条 管理責任者は、廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)を毎年4月末日までに毎年度の報告として作成し、検証の上、推進会議に提出しなければならない。ただし、対象施設のうち小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第9条に規定する事業用大規模建築物等に該当する施設の管理責任者は、同規則第11条に規定する廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出をもってこれに代えることができる。
- 2 市長は、提出された実績報告書に基づき、実績報告書の内容を市の広報紙への掲載等の方法に より公表するものとする。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、市施設ごみゼロ化行動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日)

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年3月30日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成24年3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り、 所要の修正を加えて使用することができる。
  - **付 則** (平成26年5月30日要綱第72号)
  - この要綱は、平成26年5月30日から施行する。
    - **付 則**(平成27年11月2日要綱第104号)
  - この要綱は、平成27年11月2日から施行する。
    - **付 則**(平成28年11月25日要綱第131号)
  - この要綱は、平成28年11月25日から施行する。
    - 付 則(令和元年7月16日要綱第85号)
  - この要綱は、令和元年7月16日から施行する。
    - 付 則 (令和2年10月13日要綱第153号)

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。

**付 則** (令和 3 年 4 月 15 日 要綱第69 号)

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

付 則(令和3年8月16日要綱第105号)

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

付 則(令和4年7月27日要綱第85号)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

付 則(令和5年6月5日要綱第91号)

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

## 別表第1 (第3条関係)

対象施設	管理責任者	備考
市役所本庁舎	管財課長	本町暫定庁舎を含む。
市役所第二庁舎	ごみ対策課長	
消防団詰所	地域安全課長	
はけの森美術館	コミュニティ文化課長	
東小金井駅開設記念会館	コミュニティ文化課長	
前原暫定集会施設	コミュニティ文化課長	
婦人会館	コミュニティ文化課長	
市民集会所	コミュニティ文化課長	
市民交流センター	コミュニティ文化課長	
東小金井事業創造センター	経済課長	
滄浪泉園	環境政策課長	
北一会館	ごみ処理施設担当課長	
野川クリーンセンター	ごみ処理施設担当課長	
福祉共同作業所	自立生活支援課長	
障害者福祉センター	自立生活支援課長	
児童発達支援センター	自立生活支援課長	
本町高齢者在宅サービスセンター	高齢福祉担当課長	
保育園	保育課長	

	•	
学童保育所	児童青少年課長	
児童館	児童青少年課長	
保健センター	健康課長	
東小金井駅北口区画整理事務所	区画整理課長	
市立学校	各学校長	
総合体育館	生涯学習課長	
栗山公園健康運動センター	生涯学習課長	
上水公園	生涯学習課長	
文化財センター	生涯学習課長	
清里少年自然の家	生涯学習課長	
図書館	図書館長	
公民館	公民館長	

## 別表第2 (第4条関係)

	. ,
   区分	職名
会長	環境部長
副会長	ごみ対策課長
構成員	地域安全課長、管財課長、コミュニティ文化課長、経済課長、環境政策課長、ご
	み処理施設担当課長、自立生活支援課長、高齢福祉担当課長、健康課長、保育課
	長、児童青少年課長、区画整理課長、学務課長、生涯学習課長、図書館長、公民
	館長

## 別表第3 (第7条関係)

名称		構成	対象施設
本庁舎ごみゼロ化行動推進部会	部会長	管財課長	 本庁舎、本町暫定
	構成員	財政課長、総務課長並びに本庁舎	 庁舎
	及びオ	<b>に町暫定庁舎の推進リーダー及び推</b>	
	進員		
	庶務担当	当 管財課	
第二庁舎ごみゼロ化行動推進部会	部会長	ごみ対策課長	 第二庁舎 
	構成員	管財課長並びに第二庁舎の推進リ	

	1	ı
	ーダー及び推進員	
	庶務担当 ごみ対策課	
保育園等ごみゼロ化行動推進部会	部会長 保育課長	各保育園
	  構成員 各園長及び各園の推進員	
	庶務担当 保育課	
学童保育所・児童館ごみゼロ化行	部会長 児童青少年課長	 各学童保育所、各
動推進部会	  構成員 各学童保育所及び各児童館の推進	児童館
	員	
	庶務担当 児童青少年課	
市立学校ごみゼロ化行動推進部会	部会長 学務課長	 各市立学校
	  構成員 庶務課長並びに各市立学校の推進	
	リーダー及び推進員	
	庶務担当 学務課	
その他施設ごみゼロ化行動推進部	部会長 ごみ対策課長	その他の施設
숲	  構成員 管財課長、総務課長及び関係施設	
	の推進員	
	  庶務担当 ごみ対策課	